

令和3年10月25日

## 告 示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、八王子中屋ボクシングジム（以下「八王子中屋ジム」という）所属ボクサーである佐々木 尽（ライセンス No.47853）選手を令和 3 年 10 月 18 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

また、オーバーウエイトに関する規定に基づきファイトマネーの 20% を制裁金として J B C は徴収する。

そして今回が 2 度目の計量失格ということも考慮し、次回同様の事案があった場合は、更なる厳しい処分が課される可能性もあることを付言する。

理由： 八王子中屋ジム佐々木 尽選手は、令和 3 年 10 月 19 日の試合の前日計量において 1.8kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は佐々木 尽選手を令和 3 年 10 月 18 日より 6 か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、八王子中屋ジムのマネージャーである中屋 廣隆（ライセンス No.17094）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、中屋 廣隆氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション